平成18年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり契約事務規程 (平成18年4月世トま規程第13号。以下「契約事務規程」という。)第4条 の規定に基づく指名競争入札における指名基準の手続きに関して必要な事項 を定めることを目的とする。

(契約担当者)

- 第2条 契約担当者とは、契約事務規程第2条に規定する管理課長とする。 (選定委員会の開催)
- 第3条 契約担当者は、指名競争入札を実施するときは、一般財団法人世田谷トラストまちづくり入札参加者等選定委員会要綱(以下「選定委員会」という。)に基づき、選定委員会委員長(以下「委員長」という。)に、委員会開催を求める。
- 2 委員長は、前項の求めに応じ選定委員会を開催するものとする。 (指名競争入札参加者の資格)
- 第4条 指名競争入札参加者の資格は、契約事務規程第3条の規定によるものとする。

(指名競争入札業者の選定)

- 第5条 選定委員会は、前条の業者のうちから、契約の種類及び金額に応じ工 事、製造又は販売の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営 の状況を審査して選定する。
- 2 選定委員会は、前項により工事請負契約の入札参加者を選定する場合には、 既に発注した同種の工事施工成績が優秀な者、又は発注工事場所付近に本社 若しくは、営業所を有する者を他の適格者に優先して選定することができる。

附則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。